

沖縄県奨学金返還支援事業補助金交付要綱

改訂 令和 5年 3月 15日

(通則)

第1条 沖縄県奨学金返還支援事業補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、沖縄県内の中小企業が従業員への奨学金返済支援制度を設け、手当又は賞与への加算等（従業員の返済を代理返済した額を含む）（以下「手当等」という。）として、奨学金返済のための金銭を支給する場合に当該企業を補助することにより、若年者の県内就職促進及び中小企業の人材確保等を図ることを目的とする。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象企業」という。）は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、補助対象企業に勤務する従業員への奨学金返還支援制度を設け、手当等として、奨学金返済のための金銭を支給する中小企業
- (2) 沖縄県内に本店又は主たる事業所を設置している中小企業（登記簿上のみ所在するものを除く）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業を営むものでないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体）又は暴力団と関係するものでないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、前条に定める補助対象企業が、次条で定める従業員に対し、奨学金返済支援のために支給することを就業規則又は賃金規程等の文書で明確に定めて支給した手当等（従業員の返済を代理返済した額を含む。）とする。

2 この要綱において「奨学金」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 大学、その他各種団体が貸与する学資金
- (3) その他知事が特に認めるもの

3 補助対象経費は、補助対象企業の賃金計算期間にかかわらず、補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）の属する年度中に行った給付であり、かつ申請日の属する月以降に行った給付に限る。

(支援対象とする従業員の範囲)

第5条 支援対象とする従業員（以下「対象従業員」という。）は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 雇用期間の定めがなく当該補助対象企業で正社員として取り扱われていること。
- (2) 申請日において、沖縄県内に所在する事業所に勤務していること。

- (3) 申請日において、貸与された奨学金を対象従業員本人が返済予定又は返済中であること。
- (4) 申請日の属する年度の初日（4月1日。ただし、当該年度の初日の翌日以降に採用された者については、当該採用日。）において、当該補助対象企業に採用されて5年以内であること。なお、当該年度の初日において、企業の奨学金返済支援制度が設けられていない場合は、当該制度が設けられた日（ただし、制度創設日の翌日以降に採用された者については、当該採用日。）において、当該補助対象企業に採用されて5年以内であること。
- (5) 申請日の属する年度の3月末日において、35歳未満であること。
- (6) 申請日の属する年度の3月末日（ただし、3月末日の前日以前に第11条の実施報告を行う場合は、当該報告日。）において、申請日と同じ中小企業に在籍していること。
- (7) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務形態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

（補助対象となる従業員の支援期間）

第6条 対象従業員が当該補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、60か月となる月（転職等により以前勤務していた中小企業で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算する。）までとする。

（補助額）

第7条 補助金の額は、補助対象企業が交付申請を行った年度に対象従業員が返済する額の2分の1以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 補助対象企業

当該年度内に支給を完了した額の2分の1以内の額又は、9万円のいずれか低い額

(2) 補助対象企業であり、かつ所得向上応援企業認証制度の認証企業

当該年度内に支給を完了した額の4分の3以内の額又は、13.5万円のいずれか低い額

2 前項第2号に掲げる所得向上応援企業認証制度の認証企業とは、「沖縄県所得応援企業認証制度要綱」に基づき沖縄県が認証した企業とする。

3 本事業における補助金は、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し

(2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(3) 住民票又は運転免許証などの官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所を確認できる書類の写し

(4) 従業員名簿又は組織図など対象従業員の勤務地が分かる書類

(5) 対象従業員の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返済額及び返済計画、支援対象者自身が返済していることを確認できる書類の写し

(6) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類

(7) 納税証明書など沖縄県税に滞納がないことを証明する書類の写し

(8) 企業・団体の概要資料（補助対象企業の活動状況が分かるもの。）

(9) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条の交付申請を受けたときは、申請書類を審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、補助金を交付すると認めたときは、交付決定を行い申請者にその旨を通知する。

2 知事は、前項の規定により補助金を交付すると認められる場合であっても、補助対象企業が次に掲げる事項に該当する場合は交付の決定をしないものとする。

(1) 同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を既に受けているもの

(2) その他補助金を交付することが適当でないと知事が認めるもの

3 知事は、第1項の通知に際し、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 前条の交付決定通知を受けた補助対象企業は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、交付決定内容変更承認申請書(様式第2号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。

(1) 新たな従業員を補助対象として申請する場合

(2) 支給する手当等を増額する場合

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告)

第11条 補助対象企業は、補助事業が完了したとき(補助事業が完了する前であっても、補助金の額が確定したと知事が認める場合を含む。)又は第9条の交付決定日の属する年度が終了したときは、実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(1) 給与明細書又は賃金台帳など対象従業員に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

(2) 対象従業員が奨学金を返還したことを確認できる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、その内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象企業に通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助対象企業は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに精算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条で決定した内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象企業が、法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象企業が補助金を他の用途に使用するなど、不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 15 条 知事は、前条の取り消しをした場合において、本事業の当該取消に係る部分に関して既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 2 知事は、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 3 第 1 項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

- 第 16 条 補助対象企業は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(その他)

- 第 17 条 本要綱のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。